

令和元年度第 4 回 柏市子ども・子育て会議資料
(令和元年 10 月 28 日)

「量の見込み」の算出について

1 量の見込みについて

- (1) 子ども・子育て支援法 61 条第 2 項
(2) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

市町村は、(中略)保護者に対する調査等(以下「利用希望把握調査等」という。)を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

2 量の見込みを算出する項目

目標設定にあたり、国により「量の見込み」の算出方法が示されている事業は次のとおり。(「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き(H26.1.20 内閣府事務連絡)」参照) ※網掛けの事業 は審議済み

対象事業	
1	教育・保育 1 号認定【3～5 歳】(認定こども園, 幼稚園)
2	教育・保育 2 号認定【3～5 歳】(認定こども園, 幼稚園, 預かり保育) ※学校教育利用希望が強い
3	教育・保育 3 号認定【1・2 歳】(認定こども園, 保育園等)
4	教育・保育 3 号認定【0 歳】(認定こども園, 保育園等)
5	延長保育 [時間外保育事業]
6	こどもルーム [放課後児童クラブ]
7	ショートステイ [子育て短期支援事業]
8	はぐはぐひろば沼南・若柴, 地域子育て支援センター等 [地域子育て支援拠点事業]
9	一時預かり事業 [一時預かり事業(幼稚園型), 一時預かり事業(幼稚園型を除く)]
10	病児・病後児保育事業[病児保育事業]
11	ファミリー・サポート・センター事業[子育て援助活動支援事業]
12	子育て支援アドバイザー, 保育アシストコール・アシストデスク, 妊娠子育て相談センター等[利用者支援事業]

※ [] 内は子ども・子育て支援法に基づく基本指針で示されている事業名

3 量の見込みの算出方法

■例：「1号（3～5歳児の認定こども園・幼稚園利用）」の算出

① 家庭類型別児童数の算出

推計児童数 (人)	×	潜在家庭類型 (割合)	=	家庭類型別 児童数 (人)
推計児童数 (人)	×	潜在家庭類型 (割合)	=	家庭類型別児童数 (人)
10,941人 (R2年推計)	×	A 3.8%	=	413
	×	B 32.9%	=	3,600
	×	C 15.9%	=	1,740
	×	C' 16.3%	=	1,784
	×	D 31.0%	=	3,393
	×	E 0.1%	=	11
	×	E' 0.0%	=	0
	×	F 0.0%	=	0
		100.0%		

② 量の見込みの算出

家庭類型別 児童数 (人)	×	利用意向率 (割合)	=	ニーズ量 (人)
------------------	---	---------------	---	-------------

○対象となる潜在家庭類型・年齢 タイプC'，タイプD，タイプE'，タイプF・3～5歳

○利用意向率 対象となる潜在家庭類型・年齢の児童のうち，問17-1（平日定期的に利用したい教育・保育の事業）において「1. 幼稚園」や「4. 認定こども園」の1号利用を選択した者の割合

家庭類型別児童数 (人)	×	利用意向率 (割合)	=	家庭類型別児童数 (人)
C' 1,784	×	92.0%	=	1,641
D 3,393	×	85.7%	=	2,908
E' 0	×	0.0%	=	0
F 0	×	0.0%	=	0
		合計		4,549

○家庭類型の説明

家庭類型	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム（就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間未満の一部）
タイプC'	フルタイム×パートタイム（就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間未満の一部）
タイプD	専業主婦（夫）
タイプE	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間未満の一部）
タイプE'	パートタイム×パートタイム（就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間未満の一部）
タイプF	無業×無業